

件名：

新型コロナウイルスに関するイリノイ州第4地域（セントルイス周辺）への新たな制限措置（ティア2）の導入

ポイント：

9月1日、イリノイ州政府は新型コロナウイルスに関し、イリノイ州第4地域（セントルイス周辺）において9月2日からバー、レストラン、集会等に下記の制限措置（ティア2）を導入すると発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、一定の基準より悪化した場合は新たな制限を課すと発表していましたが、9月1日、イリノイ州第4地域（セントルイス周辺）では、8月18日に導入した制限措置の後、14日間の監視期間中の陽性率の平均が8%以上となり、直近7日間の平均陽性率が9.6%となりました。その結果、9月2日から、バー、レストラン、集会等に下記の制限措置（ティア2）を導入すると発表しました。

1 制限措置の発効日：2020年9月2日（水）

2 制限対象地域：イリノイ州第4地域（ボンド郡、クリントン郡、マディソン郡、モンロー郡、ランドルフ郡、セイント・クレア郡、ワシントン郡）

3 制限措置（ティア2）：

（1）バー

- ・全てのバーは午後11時に閉店し、翌日午前6時以降であれば開店可能
- ・屋内におけるサービスの停止
- ・顧客は全員屋外のテーブル席に着席
- ・バーカウンターでの注文、着席、バーカウンター周辺に集まることは不可（全てのスツール（背もたれのない椅子）をバーから取り除くこと）
- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に固まらない

・屋内でのダンスまたは立っていることは不可

・予約制にすること

・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可

（2）レストラン

- ・全てのレストランは午後11時に閉店し、翌日午前6時以降であれば開店可能
- ・屋内における食事及びバーサービスの停止
- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に固まらない

- ・予約制にすること

- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可

(3) 会合、社会的活動、集会等

- ・25人未満または会場の定員の25%未満の少ない方を上限とする
- ・パーティーバス（多人数を乗せたレクリエーション目的のバスまたは類似した乗り物）の禁止

- ・カジノ等は11時に閉店及び入場人数は定員の25%未満

(4) グループ活動、レクリエーション活動（フィットネス、スポーツなど）

- ・変更なし

- ・2020年8月15日発効の全スポーツ指導は引き続き実施（詳細は下記リンク参照）

<https://coronavirus.illinois.gov/sfc/servlet.shepherd/document/download/069t000000CyCndAAF?operationContext=S1>

- ・上記に含まれない屋外での活動は、現行のDCEO ガイダンスに従って継続する。

（イリノイ州復興計画第4段階（DCEO ガイダンス）については下記リンク参照）

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

#### 4 期間

期間は設定されておらず、14日間の監視期間中の陽性率の平均が6.5%未満となった際に上記の制限措置が撤回される。

※6.5%～8%未満の場合は、モニターを継続し、追加措置が必要かどうか判断される。

※現状の水準もしくはそれ以上になった場合は、さらに厳しい制限措置が課される。

○本件に関する州政府の発表と制限措置については下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22035>

[https://www2.illinois.gov/IISNews/22035-Tier\\_2\\_Migitations\\_for\\_Region\\_4.pdf](https://www2.illinois.gov/IISNews/22035-Tier_2_Migitations_for_Region_4.pdf)

○制限措置（ティア1～ティア3）に関しては下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/sites/gov/Documents/Actions-to-Combat-a-Resurgence-of-COVID-19.pdf>

○8月17日付当館領事メール「新型コロナウイルスに関するイリノイ州第4地域（セント

ルイス周辺) への新たな制限措置 (ティア1) の導入」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100084583.pdf>

○7月17日付当館領事メール「イリノイ州復興計画に係る変更」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100075134.pdf>

○在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: [ryojil@cg.mofa.go.jp](mailto:ryojil@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。